

3 学校食育推進の支援体制づくり

(1) 校内食育推進組織の設置と学校食育推進者の位置づけについて

学校における食育の推進にあたっては、家庭科（技術・家庭科）における関連した指導や、健康の保持増進を目指す指導、学校給食を生きた教材として活用した指導、その他の教科の指導等との連携をうまく図っていくことが重要です。

そのためには、次の資料のように、例えば「校内食育推進委員会」などの推進組織を設置するとともに、学校食育推進者を位置づけて、校内や関係機関との連携協力を十分に図りながら、全校体制で効果的に推進できる体制を整備していくことが望まれます。

【資料】 校内食育推進組織と学校食育推進者について

(1) 校内食育推進組織（例）

〈構成〉

校長、教頭、（主幹教諭）、教務主任、校務主任、保健主事、家庭科（技術・家庭科）主任、給食主任、養護教諭、栄養教諭（学校栄養職員）等

※ 地域の食育ボランティア等の参加も考えられます。

〈活動内容〉

- ① 食に関する指導の全体計画等の検討
- ② 指導資料や教材等の検討
- ③ 保護者や地域への啓発や連携方法等の検討
- ④ 個別指導が必要な児童生徒の把握と対応等の検討
- ⑤ 学校食育推進者養成講座や各研究大会等の伝達
- ⑥ 先進校等における実践事例の紹介
- ⑦ 食に関する実態等の調査の実施と結果の検討
- ⑧ 各学年の実践結果の検証と全校の成果と課題の検討等

(2) 学校食育推進者（例）

〈役割等〉

学校における食育の推進に必要な教職員や外部関係者との連絡・調整、食に関する指導の全体計画の検討等を担い、教科等の指導とかかわりをもたせながら、栄養教諭等と連携して学校全体の指導実践の充実を図っていきます。

(2) 市町村教育委員会による学校における食育推進の支援体制づくりについて

学校における食育推進の要となる栄養教諭は、平成23年度までに小中学校に121名（名古屋市を除く）配置されましたが、配置状況は市町村によって大きく異なっています。

このことは、現状では国の方針が、栄養教諭の配置基準を学校栄養職員と同様に学校給食調理場における1日当たりの食数（児童生徒数）に基づく定数措置としているために、自校調理場方式で学校給食を実施している市町村と、給食センター方式の市町村との間に大きな差が生じていることなどが原因となっています。さらに、調理業務を直営で行っているか、外部に委託しているかによって、栄養教諭や学校栄養職員の業務内容が大きく異なってくる場合もあります。

このような中、学校給食を生きた教材として活用した食育を推進していくためには、各市町村の状況に応じて、栄養教諭はもちろん、学校栄養職員も特別非常勤講師として専門性を発揮できるような環境の整備をすすめることが重要です。

また、学校食育の推進については、市町村教育委員会において学校給食担当課が担っていることが多く、中には学校教育担当課がかかわっていないケースも見受けられます。

次の資料等を参考に、各市町村の特色を生かして、食育推進の基本方針の策定や推進組織の発足など、学校における取組に対する支援体制の確立をできる限り早期に図っていくことが望まれています。

【資料】◆ ○○市学校食育推進委員会〈例〉

〈委員会の構成員〉

教育長、医療関係者、地域食育支援者、校長代表、共同調理場長代表、教務主任代表、養護教諭代表、家庭科担当教諭代表、給食主任代表、栄養教諭・学校栄養職員代表、行政部局食育担当者、教育委員会学校教育担当者、教育委員会学校給食担当者等

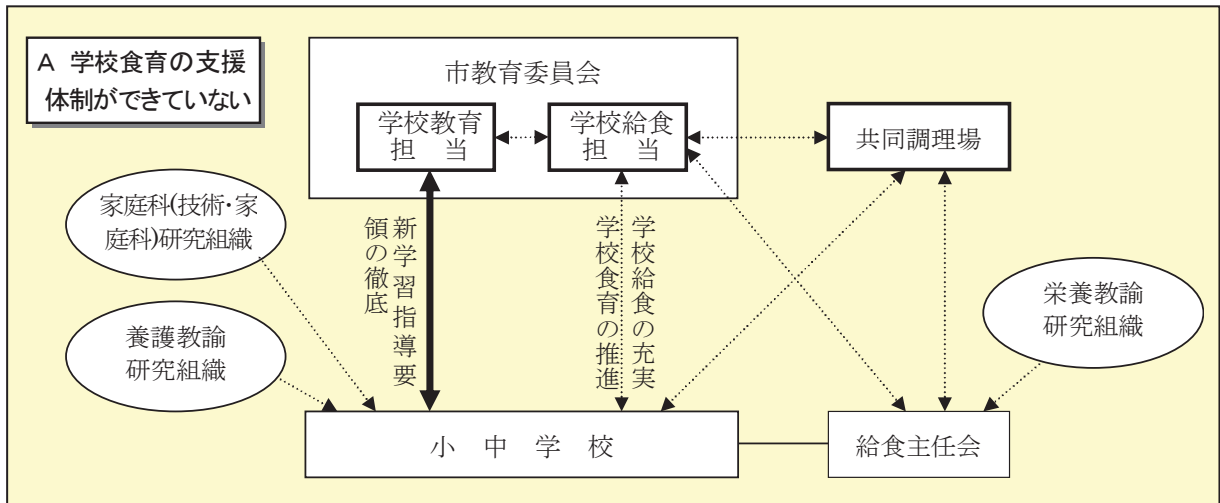
※ 他に、幼稚園・保育園代表、地域の生産者代表、農協関係者などの参加も考えられます。

〈所掌事項の例〉

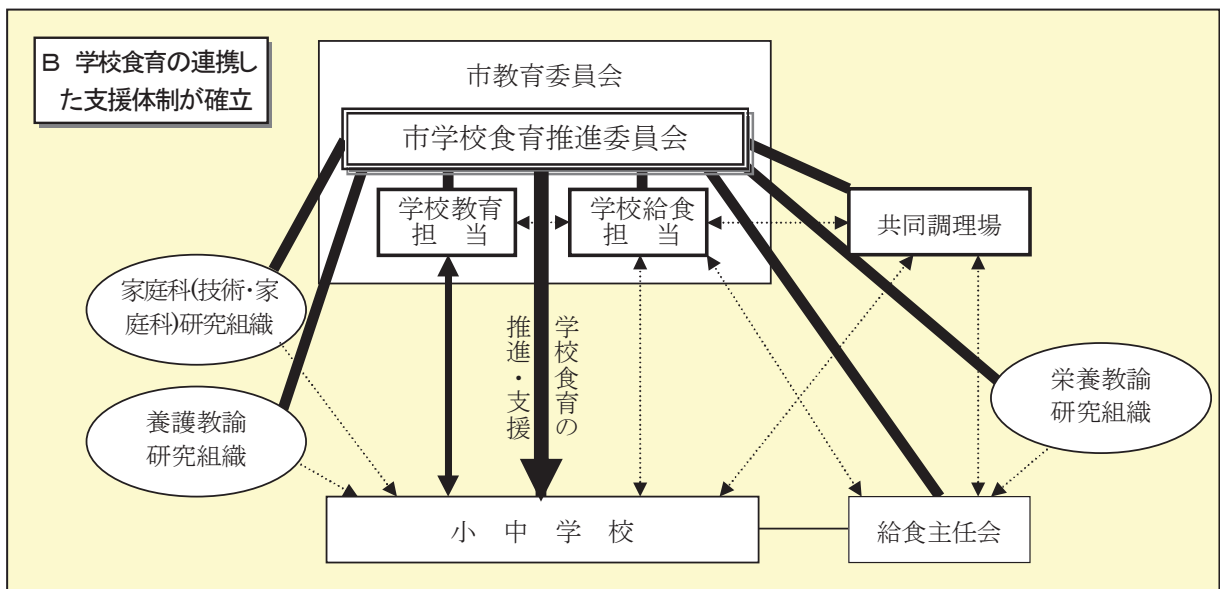
- ① 学校食育推進に関する重要事項の審議、② 諸施策実施の推進、③ 取組の評価等

次の図は、学校食育の支援体制ができていない例(A)と、学校食育の連携した支援体制が確立している例(B)を示しています。

【市教育委員会による学校における食育推進の支援体制の例】



すでに、図(B)のような体制ができ、教育委員会として学校食育推進計画を掲げている市町村では、各学校においても組織的・継続的に取り組む食育の実践が積み重ねられています。

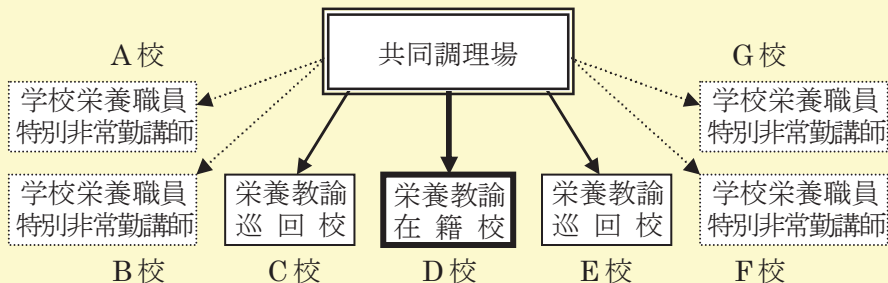


特に、共同調理場方式の市町村においては、栄養教諭や学校栄養職員をうまく活用した食育推進の支援体制について、市町村教育委員会と各学校、共同調理場が相互に理解し合い、協力し合える環境づくりが重要です。

【共同調理場における栄養教諭・学校栄養職員の専門性の生かした支援体制の例】

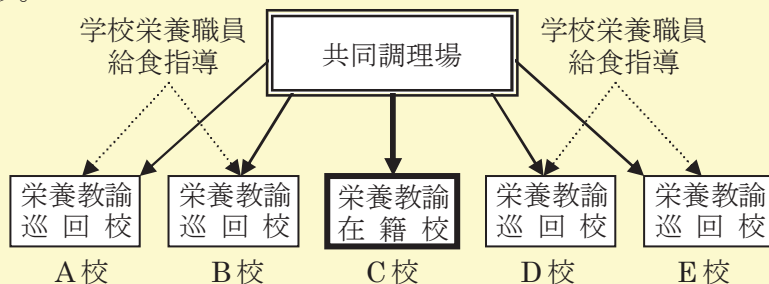
① 栄養教諭と学校栄養職員が分担し、各校の食に関する指導に参画する。

学校栄養職員は、特別非常勤講師として担当校の食に関する指導に参画する。



② 栄養教諭が在籍校以外の小中学校も巡回し、各校の食に関する指導に参画する。

学校栄養職員は、食に関する授業にはかかわらないが、各学校の給食の時間に巡回し、適宜指導を行う。

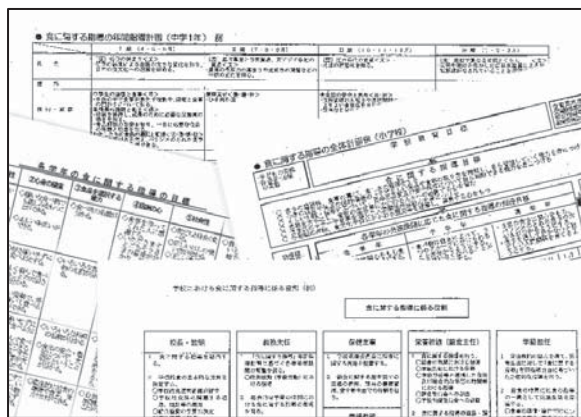


(3) 「食に関する指導の全体計画」や「学年ごとの年間指導計画」の活用について

児童生徒が望ましい食習慣を身につけ、将来にわたって豊かで健全な生活を築いていくことができようにするためには、小学校6年間、中学校3年間の全教育活動を通じた継続した指導が不可欠と言えます。

また、限られた時間を有効に使いながら、日々の給食指導や教科等の指導、学校行事等と効果的に関連づけて食に関する指導の充実を図っていくことも重要です。

そのためには、各小中学校において策定されている「食に関する指導の全体計画」や「学年ごとの年間指導計画」をうまく活用することが有効であり、各計画については、校内食育推進委員会などを中心にして、毎年、活用結果の検証や内容の修正等を行っていききたいものです。



(4) 栄養教諭の配置拡大と期待される役割について

① 栄養教諭制度の創設と栄養教諭の職務

平成9年の保健体育審議会において、食に関する現代的課題が指摘され、新たな教員免許制度の導入などの食に関する指導体制の充実が必要と提言されました。その後、中央教育審議会においても栄養教諭制度の創設などの具体的な方策が検討され、平成16年5月に学校教育法が改正されて、栄養教諭の設置や職務が正式に位置づけられました。

その主な経緯は、次のとおりです。

参 考 <栄養教諭制度創設の経緯>

平成9年 保健体育審議会答申

「生涯にわたる心身の健康保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」

新たな免許制度の導入による学校栄養職員の資質向上策を含めた検討の必要性を指摘。

平成14年9月 中央教育審議会答申

「子どもの体力向上のための総合的な方策について」

『栄養教諭（仮称）』制度など学校栄養職員に係る新たな制度の創設が検討され、学校栄養職員が栄養及び教育の専門家として、児童生徒の食に関する教育指導を担うことができるよう、食に関する指導体制の整備を行うことが必要と提言。

平成15年6月 中央教育審議会「食に関する指導体制部会」を設置

食に関する指導の充実の具体的な方策について審議し、平成16年1月20日、栄養教諭制度の創設を柱とする「食に関する指導体制の整備について」をまとめる。

平成16年5月 「学校教育法等の一部を改正する法律案」が成立

平成17年4月から栄養教諭が配置できることとなった。愛知県は、平成18年4月から栄養教諭の配置がスタート。

栄養教諭の職務は、学校教育法第28条第8項において「栄養教諭は児童の栄養の指導及び管理をつかさどる」とされています。その主な内容については、次のページの資料のとおりです。

従来の学校栄養職員と同様に、学校給食の管理と併せて、児童生徒に対する食に関する指導を行うことも職務として加わりました。

資料 〈栄養教諭の職務の内容〉

(1) 食に関する指導 (教育活動全体にかかわる ⇒ 効果的な食に関する指導)

- ① 「食に関する指導」組織運営及び全体計画、年間指導計画の作成に参画する。
- ② 給食の時間の指導内容を主体的に企画・立案し、担任等の指導に具体的な助言を行う。
- ③ 食に関する指導に関連した教科、領域で担任等とチームを組んで指導を行う。
- ④ 委員会活動、クラブ活動等の運営に参画する。
- ⑤ 給食の時間に給食状況を把握する等、栄養教諭が主体的に食の個別指導を行う。
指導内容等については記録し、担任等と情報を共有する。
 - ・ 偏食、肥満傾向・痩身願望の児童生徒
 - ・ 食物アレルギー等のある児童生徒
 - ・ 運動部活動等でスポーツをする児童生徒

(2) 給食管理 (栄養教諭の主要な職務の柱 ⇒ 専門性が必要)

- ① 児童生徒の栄養摂取状況や食生活の実態にあった献立を作成する。
- ② 学校給食用物資の選定、購入及び保管について参画する。
- ③ 調理員の衛生、施設設備の衛生及び食品衛生の適正を期するため、日常的に点検を行い、調理員等に指導及び助言を行う。
- ④ 学校給食の調理、配食及び施設・設備の使用方法等に関し指導及び助言する。
- ⑤ 学校給食の安全と食事内容の向上を図るため、検食及び保存食の管理を行う。

(3) 家庭や地域との連携・調整 (積極的な情報の提供、連携の強化)

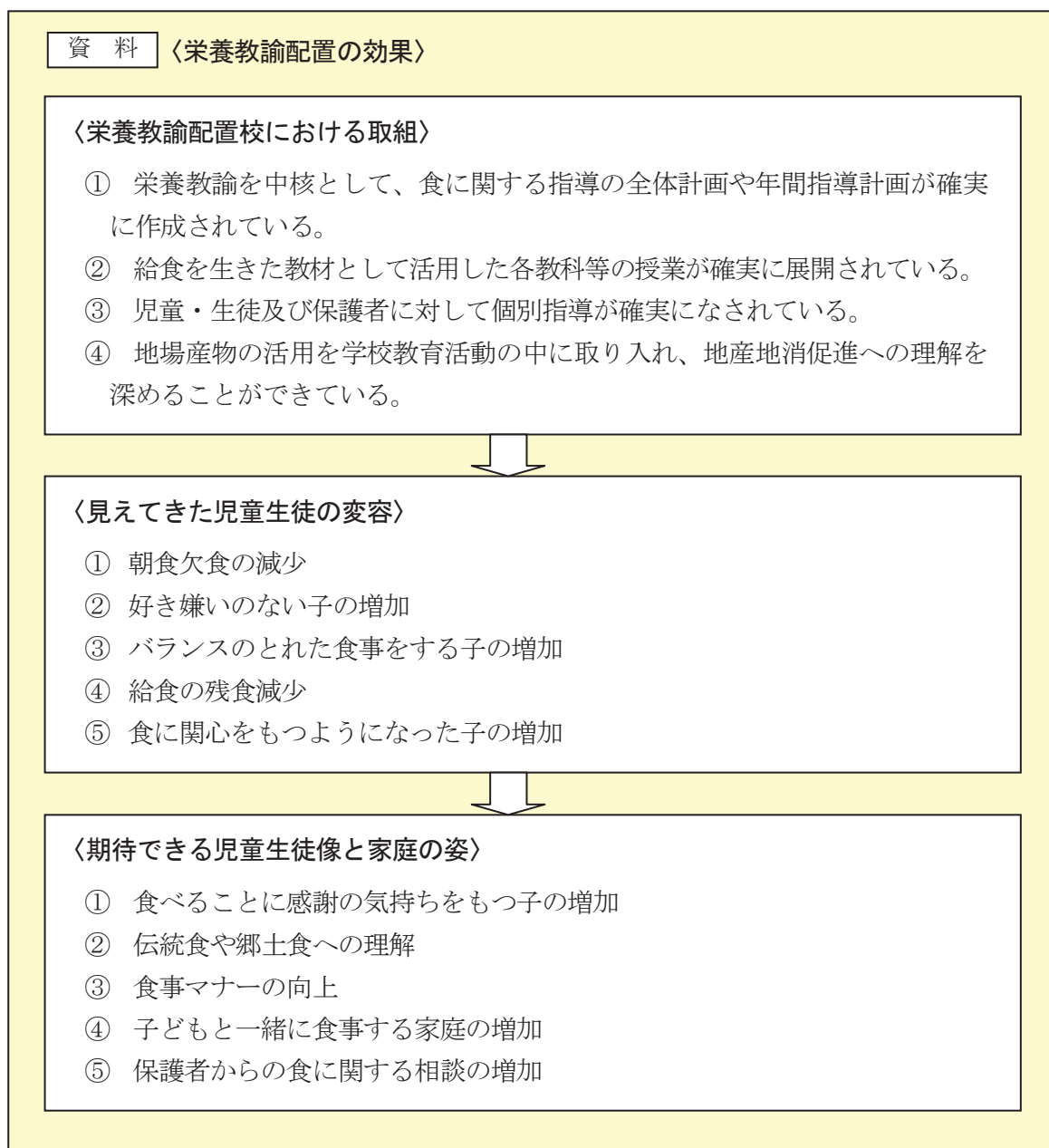
- ① 家庭・地域へ給食だより等を通じた情報を提供する。教職員へ情報を提供する。
- ② 養護教諭と連携し、児童生徒の食生活の実態や生活習慣等を把握する。
- ③ 料理教室やPTA新聞等、食に関するPTA活動を積極的に支援する。
- ④ ふれあい給食、試食会等、食に関する参加型事業の企画・運営を行う。
- ⑤ 食に関連する関係機関や地域活動団体との連携を図る。
- ⑥ 地域の食文化を理解し、児童生徒やその保護者への啓発を図る。
- ⑦ 地域の農水産物を給食に活用し、地産地消を推進する。

一方、愛知県では、平成10年6月23日付10教保第346号『「食」に関する指導の充実について』にて、学校栄養職員を特別非常勤講師として活用することが通知され、それ以来、食に関する高い専門性を有した学校栄養職員が各学校の食に関する指導に加わるようになりました。

現在も、新たに配置された栄養教諭とともに、多くの学校栄養職員が特別非常勤講師として学校における食育の推進のために積極的に活躍しています。

② 栄養教諭配置の効果と期待される役割

現在では、約150名の栄養教諭が名古屋市を含めた県内各地で活躍しており、各学校食育の推進の大きな原動力になっています。そして、次の資料のような具体的な成果も多く報告されています。



学校における食育に、食に関する高い専門性を有した栄養教諭や学校栄養職員が加わることにより、食に関する指導の教材として学校給食を活用することが容易になり、児童生徒にとっては、より身近で興味深い内容の学習になります。

共同調理場方式の場合についても、栄養教諭や学校栄養職員が効果的にかかわ

ることができる支援体制を構築することにより、地域の学校の食育がいっそう充実することが期待されています。

参 考 〈栄養教諭や学校栄養職員が行う食に関する指導について〉

栄養教諭が、学級活動や教科等の指導、総合的な学習の時間や道徳の指導に加わる場合は、事前に指導計画の段階から担任や教科担任と綿密な打合せを行い、相互の連携により効果的な指導を行うことが重要です。（教育職員免許法上、指導計画から授業における指導実践、評価までのすべてを栄養教諭だけに任せることはできません。）

また、学校栄養職員については、特別非常勤講師として申請手続きをすることにより指導に加わることができます。教員免許状を持たない社会人を学校で活用する特別非常勤講師制度の本来の趣旨に鑑み、担任等による指導計画の一部において、専門性を発揮して指導に加わり、相互の連携により高い効果を期待するものです。

(5) 保護者・地域・関係団体等との連携の在り方について

学校における食育の高い効果を期待するためには、家庭や地域の理解や協力が不可欠です。特に、成長期の児童生徒にとって「食」の大切さについては、学校で指導に当たる教師側と保護者が相互に理解し合うことがとても重要です。

そのためには、学校における食育の取組や児童生徒の活動の様子、食習慣を見直す大切さや季節に応じた食に関する話題などについて、食育だよりやホームページを通じて積極的に啓発したり、給食試食会や保護者向け食育講話会などを開催したりすることも大切にしたい取組です。

P T Aや地域と連携して、保護者向け食育体験や親子料理教室など、体験型啓発活動を実施し、食を通じて保護者や地域の理解を広げ、学校との相互の信頼関係づくりにうまくつなげている学校もあります。

また、食に関する体験的な活動を計画する場合などに、地域の生産や販売にかかわる方々を招いて支援してもらい、活動の充実を図ることも有効な手立てです。

学校給食に積極的に地域の食材を活用するように日頃から地元の生産者などとの関係づくりに努めている栄養教諭や学校栄養職員を通じて、児童生徒の食に関する指導の支援を依頼して効果的な活動を実践している学校も増えています。

子どもたちが実際に農業にかかわったり、食材の生産の様子を見たりする機会が少ない中で、各地域の関係者や団体の方々の協力を得ながら、例えば農業体験など、体験的・生産的な活動と食育を関連づけた学習は、社会を見る目を広げたり、将来の生き方を考えたりすることにもつながります。

一方、最近では、食物アレルギー等、食に関するさまざまな課題をもった児童生徒への対応については、保護者等の個別の相談に応じることが必要になる場合も増えています。相談の窓口となる担任だけでなく、内容によっては、養護教諭、栄養教諭等と連携しながら、適切に対応することが大切です。特に食物アレルギーは、命にもかかわる場合があるため、保護者とよく話し合いながら、管理職も含めた全校体制で具体的な対応を検討していくことが必要になります。（食物アレルギー対応については、平成22年3月発行「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」愛知県教育委員会発行を参照）

成長期の児童生徒にとって大切な日々の食生活について、学校と家庭が両輪になって適切に支援し、指導していくことが求められています。

